

京都市告示第 317 号

京都市斎場条例第2条ただし書の規定に基づき、京都市中央斎場の受付時間を次のとおり変更します。

平成20年12月4日

京都市長 門川 大作

変更する年月日	変更後の受付時間
平成21年1月 3日 (土)	午前10時から午後4時30分まで
平成21年1月 5日 (月)	
平成21年1月11日 (日)	
平成21年1月23日 (金)	
平成21年2月 3日 (火)	
平成21年2月15日 (日)	
平成21年2月26日 (木)	
平成21年3月 4日 (水)	
平成21年3月10日 (火)	
平成21年3月22日 (日)	

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)